

薬食発 0331 第 17 号
平成 23 年 3 月 31 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬食品局長

薬事法の一部を改正する法律等の施行等について及び
処方せん医薬品等の取扱いについての一部改正について

「薬事法の一部を改正する法律」（平成 18 年法律第 69 号）については、関係政省令とともに平成 21 年 6 月 1 日に施行され、これらによる改正等の趣旨、内容等については、「薬事法の一部を改正する法律等の施行等について」（平成 21 年 5 月 8 日付け薬食発第 0508003 号厚生労働省医薬食品局長通知。以下「施行通知」という。）において示しているところである。

今般、薬事法施行規則（昭和 36 年厚生省令第 1 号。以下「施行規則」という。）第 138 条に規定する卸売販売業における医薬品の販売等の相手方について、その実態等にかんがみ、下記のとおり施行通知及び「処方せん医薬品等の取扱いについて」（平成 17 年 3 月 30 日付け薬食発第 0330016 号厚生労働省医薬食品局長通知。以下「処方せん医薬品通知」という。）の一部を改正したので、御了知の上、貴管内市町村、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏なきを期されたい。

記

○ 改正内容

1. 施行通知の記の第 3 の I の 4 の (1) の①から⑮を次のように改める。

⑮ ①から⑭に掲げるものに準ずるものであって販売等の相手方として厚生労働大臣が適当と認めるもの

厚生労働大臣が適当と認めるものは、具体的には次に掲げるものであること。

オ 健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者等の衛生管理が必要な事業者であって衛生管理に体外滅菌消毒用医薬品を使用するもの

ク 業務上、感染症の予防等保健衛生を確保するために手指又は皮膚の消毒が必要な事業者であって、手指又は皮膚の消毒のために滅菌消毒用医薬品（手指・皮膚の消毒を効能・効果とするものであって、第3類医薬品に限る。）を使用するもの